

坂東市 学校における 食物アレルギー対応の手引き 概要版 保護者用

☆はじめに

坂東市では、食物アレルギーについて正しく理解し、すべての児童生徒が安心して健やかな学校生活が送れるように、「学校における食物アレルギー対応の手引き」を作成しました。

食物アレルギー対応は、学校だけが行うものではなく、医師の診断に基づき、保護者と学校、学校給食センターなどが情報を共有し、共通理解のうえで行うことを基本としています。学校給食において食物アレルギー事故を防止し、児童生徒が安心して給食を食べられるようにするため、皆様にはこのマニュアルの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

☆食物アレルギーとは

一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。その症状は、かゆみのような軽度のものからアナフィラキシーショックのような命にかかわる重度のものまでさまざまです。

☆アナフィラキシーとは

アナフィラキシーとは、食物アレルギー反応のなかでも、皮膚、呼吸器、消化器など多臓器に重い症状があらわれた状態です。時に呼吸困難や血圧低下、意識喪失などを引き起こし、こうした生命をおびやかす危険な状態を「アナフィラキシーショック」と呼びます。

☆食物アレルギーの症状は

皮膚の症状	かゆみ じんましん むくみ 発赤 湿疹	呼吸器の症状	くしゃみ 鼻汁 鼻づまり 呼吸 困難 せき 喘鳴
眼の症状	結膜充血 かゆみ 涙 むくみ	アナフィラキシー	多臓器にわたる症状
口頭咽頭症状	口腔内の違和感・腫れ かゆみ	アナフィラキシー	頻脈 ぐったり 失禁 意識障害
消化器の症状	腹痛 吐き気 嘔吐 下痢 血便	ショック	血圧低下

☆坂東市の学校給食における対応

①レベル１：詳細な献立表による対応

○対象者 比較的症状が軽く、本人が対象食物を取り除くことができる場合

○内 容 学校給食の原材料を詳細に記入した「献立内容一覧表」「原料配合表」をもとに、除去物を決定し、児童生徒が各自で取り除く。自分で除去することが困難な場合は一部弁当持参も可能。



②レベル２：弁当対応（完全弁当対応または一部弁当対応）

○対象者 アレルゲンの種類が多い、重症度が高いなどの理由で給食を食べることができない場合

○内 容 完全弁当対応…給食を停止し、家庭から弁当を持参する。

一部弁当対応…食べられない一部の料理の代わりに、部分的に弁当を持参する。



※ 一部除去、また一部弁当対応等の場合においては、給食費は全額負担となります。

食物アレルギー対応をするためには

医師の診断が必要です

医師から食物アレルギーと診断され、原因食物が特定されている児童生徒で、家庭でも医師の指示による食事療法（原因食物の除去など）を行っている児童生徒が対象になります。



☆食物アレルギーを有する児童生徒への給食対応の手順

① 食物アレルギー調査



保護者は「アレルギーに関する調査表」を記入し学校へ提出してください。

② 個別面談の実施



個別面談を行い、学校では「面談表」を作成します。

③ 医療機関の受診



医師に「学校生活管理指導表」を作成してもらってください。
保護者は「食物アレルギー個人調査表」を記入し学校へ提出してください。

※「学校生活管理指導表」は必ず提出をお願いします。

※「学校生活管理指導表」は、文書料がかかります。金額は医療機関によって異なります。

※医療機関の受診・文書料は保護者負担となります。

* 受診の際に、幼稚園や保育園での給食の様子を聞かれる場合がありますので、事前に情報を集めておくスムーズです。

④ 対応内容の決定



学校では「食物アレルギー対応委員会」を開いて対応を決定します。

⑤ 対応開始



給食センターから、学校を通して詳細な献立表が配付されます。
医師の指示に変更があった場合などはそのつど学校へお知らせください。

☆食物アレルギーの留意事項

- ① 重篤な症状が出る児童生徒には事故防止のため、なるべく弁当持参にしてください。
- ② 「おかわり」や児童生徒同士の食べ物のやり取りが原因で事故になる場合があるので、重篤な症状が出る児童生徒の「おかわり」や食べ物のやり取りは避けてください。
- ③ 違和感があれば、すぐに教職員へ申し出るよう児童生徒にお伝えください。

Q & A

Q1 どうして医師の診断が必要なの？

A 正確な情報に基づいた適切な対応で事故を防止するためです。

食物アレルギーは、かゆみのような軽い症状ばかりではなく、生命に関わるような重篤な状態になることもあります。学校がこうした児童生徒を対応するにあたり、保護者からの申し出のみを対応の根拠とすることは好ましくありません。

正確な情報のないままに適切な対応ができなければ、事故や現場の混乱といった事態が起こります。こうした状況を避けるために、学校での対応は医師の正しい診断にもとづいて行います。

Q2 学校生活管理指導表は一度出せばよいのでは？毎年提出する必要がある？

A 年1回の医療機関受診と、学校生活管理指導表の提出をお願いしています。

食物アレルギーの症状は、成長に伴い変化します。不必要な除去は、成長期にある児童生徒にとって必要な栄養素が不足するなど、健全な成長の妨げになることがあります。国のガイドラインでも毎年医療機関を受診するよう求められており、正確な診断のもと、本当に必要なものだけを取り除くことが大切です。

Q3 牛乳を飲むとお腹がいたくなるのは食物アレルギーなの？

A 食物アレルギーではなく乳糖不耐症かもしれません。

調理されていれば大丈夫だが、冷たい牛乳を飲むとお腹がゴロゴロするという場合は、食物アレルギーではなく消化不良が原因かもしれませんので、医師に相談してください。

Q4 アナフィラキシーになったらどうするの？

A 医療機関を受診。エピペン®を処方されている場合には、その場で注射します。

エピペン®はアナフィラキシーの症状を緩和する補助治療薬です。緊急時に自ら打つための自己注射薬であり、患者の代わりに教職員が注射しても違法ではありません。

Q5 学校給食センターではアレルギー対応給食ができるの？

A 現在除去食・代替食の提供はできません。

除去食や代替食を提供するためには、通常の給食を作るスペースとは別の部屋で調理を行う必要があります。現在岩井学校給食センター、猿島学校給食センターともそのスペースの確保が難しいため、除去食・代替食の実施はしていません。

児童生徒が楽しく安心して生活するために適切な対応ができるよう、今後とも最新の情報に基づき対応マニュアルに修正を加えながら対応していくよう努めます。保護者の皆様のご理解ご協力をお願いします。